

# 税に関するお知らせ

## 固定資産税・都市計画税など 納期限5月31日

固定資産税・都市計画税(第1期分)、軽自動車税、自動車税の納期限は5月31日です。

納税通知書の発送日は次のとおりです。

【発送日】固定資産税・都市計画税…5月10日▷軽自動車税…5月6日▷自動車税…5月2日

※コンビニエンスストアでも納税できます。取り扱い店舗は納税通知書で確認してください

- 問 固定資産税・都市計画税…資産税課 (0798・35・3269)
- 軽自動車税…税務管理課 (0798・35・3209)
- 納税について…納税課 (0798・35・3238)
- 自動車税…県西宮県税事務所 (0798・39・6113)

## 年金所得者で 4月1日現在、65歳になった人へ

4月1日現在、65歳以上の人の公的年金等所得にかかる市県民税は、原則として、公的年金からの特別徴収(引き去り)によって納めていただきます。

適用初年度は、税額の半分を1期(6月)・2期(8月)で納付書や口座振替により納めていただき、残りの半分を10・12月、来年2月の年金からの引き去りにより納めていただきます。

問 市民税課 (0798・35・3217)

## 公的年金収入400万円以下で 確定申告も市県民税申告もしていない人へ

公的年金収入400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告の義務はありません。

しかし、市県民税について、年金引き去り分以外の社会保険料控除や生命保険料控除などを受ける場合や、公的年金以外の所得がある場合は、市県民税の申告をしてください。

問 市民税課 (0798・35・3267)

## 5月22日(日) 休日納税相談を開催

市は、普段、勤務などの都合で平日に納税の相談に来られない人や、事情によりまだ納付していない人を対象に、5月22日(日)に休日納税相談を行います。

市税の早期収納にご協力をお願いします。

また、市のホームページ(くらしの手続き→市税)では、市税や納税について紹介していますのでご覧ください。

【時間・会場】午前9時～午後5時に納税課(市役所本庁舎2階)

※当日は正面玄関から入ってください

問 納税課 (0798・35・3238)

## がんばる中学生に温かいお声掛けを 5月～6月に「トライやる・ウィーク」実施

市内の公立中学校・特別支援学校中学部の2年生が、下記の期間「トライやる・ウィーク(※)」で福祉体験や職場体験、地域文化体験などさまざまな体験活動に取り組みます。

地域での活動を通じて、生徒一人ひとりが自分の生き方を見つめられるように市民の皆さんの温かいご支援・ご指導をお願いします。

(※)「心の教育」の充実、「生きる力」の育成を目指し、平成10年度から実施されている兵庫県独自の取り組み

日程	実施校
5月16日(月)～20日(金)	苔楽園・上ヶ原・瓦木・深津・真砂中学校
5月23日(月)～27日(金)	西宮浜・大社・甲陵・平木・今津・鳴尾・浜甲子園・高須・塩瀬中学校
5月30日(月)～6月3日(金)	浜脇・甲武・上甲子園・鳴尾南・学文・山口中学校
6月20日(月)～24日(金)	西宮養護学校

問 学校教育課 (0798・35・3879)

## シニア世代の助け合い活動 提供会員説明会を開催

市は、助け合い活動を行う60歳以上の高齢者(提供会員)を募集します。それに伴い、次の日程で説明会を開催します。

活動の内容は、市内の65歳以上の高齢者(利用会員)の部屋の掃除や買い物代行、庭の草取りなどで、専門的な知識や技術は不要です。活動を行った場合、内容に関わらず活動費1時間500円が利用会員から支払われます。

【日程・会場】いずれも午前10時から▷6月2日(木)…市民会館3階▷9日(木)…塩瀬公民館

【参加費】無料

【定員】あり

申・問 西宮市シニアサポートセンター  
(0798・67・0630)

## 今年は 民生委員・児童委員の一斉改選

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。民生委員制度は、来年、制度創設100周年を迎えます。民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、ボランティアとして子育て支援や高齢者の見守り活動を行っており、現在、市では687人が活動しています。

今年は、民生委員・児童委員一斉改選の年です。主に自治会や社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会などの地域団体が推薦します。

制度や活動内容についての質問は、地域共生推進課まで。

【任期】平成28年12月1日から3年間

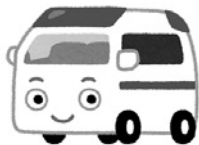
【対象】平成28年12月1日現在、75歳以下(主任児童委員は65歳以下)

問 地域共生推進課 (0798・35・3032)



民生委員・児童委員は地域に欠かせない存在です

## 119番は正しく使おう



火事や救急で119番通報するときは、場所や状況を正確に伝えられないものです。落ち着いて要件などをしっかり伝えましょう=右

下表参照。  
119番は人の命と財産を守る大切な電話です。いたずら電話などはやめましょう。

問 緊急以外の問合せは  
消防局(0798・26・0119)

※救急当番医については、消防テレホンサービス・ツーツーシキユ(0798・22・9999)、医療相談については、ハローにしのみや(0120・86・2438)をご利用ください

	火災	救急
①第一声	「火事です」	「救急です」
②場所等	町名・番地・マンション名など(※)	
③内容	どこで何が燃えていて、逃げ遅れた人がいるかどうか	けがや病気の内容、人数、性別、年齢、負傷部位、意識があるかないかなど
④通報後	安全な場所へ避難	応急手当をお願いします

(※)携帯電話からの119番は、電波の状況によって他市の消防につながる場合があるため、最初に発生場所の市を伝えてください

広告



阪神米穀のお米

えべっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)  
■http://www.ebessan.jp

## 自分の食生活を見直そう

正しい食生活を送るためには、ひとりひとりが食べ物や栄養のことをよく知って、毎回の食事に気をつけることが大切です。便利になって何でも手に入る世の中になった分、正しい食生活の知識がますます必要になってきています。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。